平成２５年（フ）第１９５号
兵庫県明石市大久保町大窪2489番地　県住６棟401号
債務者　田中　和美
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
兵庫県神戸市西区大沢２丁目13番地の２３―201
債務者　山田　則子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
長崎県対馬市上対馬町小鹿519番地、前住所長崎県対馬市上対馬町小鹿８番地
債務者　冲野　輝富
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
広島県福山市幕山台４丁目14番19号
債務者　田中　　潔（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１７９号
広島県福山市明治町11番11号
債務者　朝見　啓二
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４７０号
北九州市八幡西区友田２丁目４番23―405号
債務者　関　　時子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５５６号
北九州市戸畑区中本町12番21号
債務者　三田　和広
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５８０号
北九州市八幡西区陣原４丁目13番16号
債務者　吉冨　繁美
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５８１号
北九州市八幡西区陣原４丁目13番16号
債務者　吉冨　文子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５９０号
福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎231番地の４
債務者　坂田美由紀（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１７５号
青森県むつ市大畑町中島38番地
債務者　千葉小百合
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５７７号
北九州市小倉北区黄金１丁目２番１―405号
債務者　菅野　友和
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１６８５号
名古屋市昭和区山里町58番地　ビラージュ峰201号
債務者　篠田　雅子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８１号
岐阜県高山市初田町３丁目100番地13　ヴィラ向陽201号
債務者　猿子　一也（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月９日午後４時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第４５６号
静岡県焼津市三右衛門新田332番地の５ファミリータウン紺屋H、旧住所静岡県藤枝市大東町68番地の３
債務者　大畑　　務
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５７号
静岡県焼津市三右衛門新田332番地の５ファミリータウン紺屋H、旧住所静岡県藤枝市大東町68番地の３
債務者　大畑利恵子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８４２号
大阪府吹田市南清和園町27番13号
債務者　土井　哲子（旧姓芳野）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部